

第 96 回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会 議事録

(開催要領)

- 1 日 時 平成 30 年 10 月 30 日 (火) 10:00~12:00
- 2 場 所 中央合同庁舎第 8 号館 8 階特別大会議室
- 3 出席者
会 長 辻村 みよ子 明治大学法科大学院教授
委 員 阿部 裕子 特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら理事
同 井田 良 中央大学大学院法務研究科教授
同 可児 康則 名古屋第一法律事務所弁護士
同 小西 聖子 武蔵野大学人間科学部長
同 木幡 美子 株式会社フジテレビジョン放送文化推進局CSR推進室部長
同 種部 恭子 公益社団法人日本産婦人科医会常務理事
同 納米 恵美子 特定非営利活動法人全国女性会館協議会代表理事
同 原 健一 佐賀県DV総合対策センター所長
同 山田 昌弘 中央大学教授

(議事次第)

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 「女性活躍加速のための重点方針 2018」に基づく平成 31 年度予算概算要求等の状況等について
 - (2) 社会学・男性学の視点から見るセクシュアル・ハラスメントをめぐる現状と課題について
- 3 閉 会

(配布資料)

- 資料 1 「女性活躍加速のための重点方針 2018」に基づく平成 31 年度予算概算要求等について (概要)
- 資料 2 - 1 女子差別撤廃条約について (概要)
- 資料 2 - 2 ワーキング・グループの設置について
- 資料 2 - 3 女子差別撤廃委員会「日本の第 7 回及び第 8 回合同定期報告に関する最終見解」における指摘事項への対応状況について
- 資料 3 内閣府説明資料

- 資料 4 警察庁説明資料
- 資料 5 法務省説明資料
- 資料 6 厚生労働省説明資料
- 資料 7 【参考】文部科学省提出資料
- 資料 8 「セクシュアル・ハラスメントと男性性」（伊藤公雄先生御提供資料）
- 参考資料 1 女性活躍加速のための重点方針 2018(平成 30 年 6 月 12 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定) ※本文は暴力部分抜粋
- 参考資料 2 「女性活躍加速のための重点方針 2018」に基づく平成 31 年度予算概算要求等について(総括表) ※暴力部分抜粋
- 参考資料 3 「女性活躍加速のための重点方針 2016」関連施策の実施状況及び決算額等について ※暴力部分抜粋
- 参考資料 4 女子差別撤廃委員会「日本の第 7 回及び第 8 回合同定期報告に関する最終見解」

(議事録)

○辻村会長 ただいまから、第96回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催させていただきます。

本日は、欠席通知をいただいているのは山本委員だけでございます。

さて、本日の議事ですが、前半は「女性活躍加速のための重点方針2018」に基づく平成31年度予算概算要求等の状況につきまして、内閣府、警察庁、法務省及び厚生労働省からヒアリングをさせていただきます。

後半は、前回までに引き続きまして、セクシュアル・ハラスメント対策について取り上げます。今回は、「社会学・男性学の視点から見るセクシュアル・ハラスメントをめぐる現状と課題について」、専門家のお立場から御意見をいただくため、京都産業大学の伊藤公雄教授をお招きしております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、事務局から、配付資料の確認について、最初に御説明をお願いいたします。

○杉田暴力対策推進室長 内閣府でございます。きょうも、よろしくお願いたします。

配付資料の確認をさせていただきます。

資料 1、重点方針2018に基づく来年度概算要求内容についての概要でございます。

資料 2、CEDAWの関係の資料でございます。3種類でございます。

資料 3～6、きょうヒアリングを行う関係府省庁の説明資料でございます。

資料 7、文部科学省の提出資料で、これは資料配付のみでございます。

資料 8、きょうのセクハラの有識者ヒアリングの伊藤公雄先生の配付資料でございます。

参考資料、重点方針2018の関係の資料を配付させていただいております。きょう関係府省庁が説明の中で言及いたします通し番号は、参考資料 2 の織り込んである資料を指して

おりますので、よろしくお願ひいたします。

不足がありましたら、事務局までよろしくお願ひいたします。

○辻村会長 それでは、議事1に入ります。

「女性活躍加速のための重点方針2018」に基づく平成31年度予算概算要求等の状況について、各府省からの説明の後、質疑を行いたいと考えております。

また、重点方針のフォローアップにあわせて、女子差別撤廃委員会の最終見解における指摘事項への対応状況についてもヒアリングを行います。

女子差別撤廃条約については、第4次男女共同参画基本計画において「女子差別撤廃条約に基づく女子差別撤廃委員会からの最終見解等に関し、同条約の積極的遵守の観点から、男女共同参画会議は、各府省における対応方針の報告を求め、必要な取組等を政府に対して要請する」とされております。

本日は、重点方針のフォローアップする項目と関連する項目に関して、最終見解の対応状況についても、御意見があればいただきたく存じます。

なお、最終見解は非常に多岐の分野にわたるため、効率的に行うべく、10月3日の重点方針専門調査会においてワーキング・グループの設置が決定されております。この点について、詳細を事務局から説明していただきます。

よろしくお願ひいたします。

○吉田企画官 男女共同参画局総務課で国際担当の企画官をしております、吉田と申します。

資料2-1、我が国は、女子差別撤廃条約を我が国は締結しており、我が国の実施した措置の状況について定期的に国連に報告を行うこととなっており、その報告について女子差別撤廃委員会で審査を受けて、同委員会から最終見解が出されます。直近の報告は、2014年9月に提出しまして、2016年3月に委員会の最終見解が出されており、次の報告を2020年3月に行うようにとされております。このため、この時期に各府省の取組状況についてフォローアップするためのヒアリングを行い、意見をまとめたいと考えております。フォローアップは、重点方針専門調査会を中心に行いますが、女性に対する暴力に関する事項については、この専門調査会の中で、例えば重点のフォローアップを行う際に、関連する項目については、あわせて各府省庁から状況の説明を求めたり、質問を行っていただくことを考えております。

資料2-2「ワーキング・グループの設置について」。10月3日に重点方針専門調査会で決定したもので、同専門調査会の下にワーキング・グループを設置しております。委員を5名お願ひさせていただいております、室伏先生に座長を務めていただき、小山内先生、佐藤先生、種部先生、辻村先生に委員となっていただいております。なお、ヒアリングの際には、重点方針専門調査会、暴力専門調査会の委員の皆様にもお声がけをさせていただきますので、お時間が合えば御出席いただければと考えております。

資料2-3、本日の議題に関連する女子差別撤廃委員会の最終見解の内容とそれに対応

する各府省における取組状況を記載したものです。本日の議事の中でも、これらについても御質問等をいただければと考えております。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。

では、これから各府省からの説明に移ります。

重点方針については、資料3～7及び参考資料1～3、最終見解については資料2及び参考資料4をご覧ください。

まず、内閣府から御説明をお願いいたします。いずれも説明は10分ということになっております。4つの報告がありました後、委員の皆様から、全体で20分間、質疑をしたいと思いますので、御予定ください。それでは、内閣府からの説明をお願いいたします。

○杉田暴力対策推進室長 内閣府でございます。

内閣府としての説明の前に、補足でございます。

本日、お手元にタブレットを御用意させていただいております。内容は紙の資料と同じものなのですが、今後、会議のペーパーレス化を進めていく準備といたしまして、皆さんに操作になっていただくということで、今回の会議では紙とタブレットを両方置かせていただいております。

使い方がわからない場合には挙手いただいて、事務局にお知らせいただければと思います。

それでは、内閣府で施策の説明をさせていただきます。

資料3をご覧くださいと思います。

1 ページ、「第4次男女共同参画基本計画における成果目標及び参考指標の動向(抜粋)」でございます。3月の専門調査会に配付したものと同一内容のものでございます。成果目標としては大きく4つあるということで、配偶者からの被害を相談した者の割合、相談窓口の周知度、市町村配暴センターの数、ワンストップ支援センターの設置数でございます。後ほど、触れつつ説明させていただきたいと思います。

2 ページ、大きく3つの項目に分けて説明させていただきます。1つ目が性犯罪・性暴力、2つ目が配偶者からの暴力、3つ目が若年層の性暴力という形で御説明させていただきます。

まず、性犯罪・性暴力への対策の推進でございますが、真ん中のところ、重点方針2018の欄をご覧ください。

ワンストップ支援センターの設置促進がうたわれております。第4次計画の中では各都道府県で最低1カ所以上を設置ということが書かれてございますが、右側の「今後の取組」に書いてございますが、ことしの10月で前倒しをして全都道府県設置が達成されたという状況になってございます。

その下のところでございますが、設置の促進が進んだということで、今後は目標の重点を運営の安定化と質の向上にシフトをさせていただきたいと考えております。右側の「今後の

取組」でございますが、ワンストップ支援センターの機能拡充ということで、①24時間化への取組支援ということで、今年度の予算から24時間化を取り組むところについては、予算の加算措置をしておりますが、その内容の拡充をしていきたいと考えております。②拠点となる病院の整備等への支援で、これは新規で交付金の使い勝手の改善をしていこうという内容のものでございます。性暴力被害者に寄り添った形での医療というところで、病院の負担が大きいという声も届いてきております。そういったことも踏まえまして、病院に対する支援策を新たに講じていきたいと考えております。

3つ目でございますが、ワンストップ支援センターにおける支援の実態・課題の把握で、47都道府県設置が実現されたということで、今後は質的な面を御説明させていただきましたが、実態の把握・検証が必要だと思っております。第5次男女共同参画基本計画が、平成32年、また新たに作られるということになります。平成32年12月になると思っておりますが、そこで新たな目標値の設定を見据えて調査をやりたいと考えております。

4つ目でございますが、SNS等を活用した相談しやすい体制の充実等の検討と書いてございます。特に若い人たちはSNSの活用率が高い傾向にあるのですが、そういった方々を、被害に遭った若い人たちが、相談につながるような形でSNSの活用策を検討していきたいと考えております。今年度の調査でも、既にSNSを活用した相談対応をやっているような民間団体のヒアリング等をやりたいと考えてございます。SNSは一つの入り口論として非常に有効なツールであり、それだけで全てが解決するわけではないのですが、一つの選択肢としてこういう活用をしていきたいと考えております。

4ページ、配偶者からの暴力でございます。真ん中の重点方針2018でございます。

市町村における配暴センターの設置促進ということで、直近の数字で108カ所という形になってございます。これが平成32年中の成果目標という意味では150という形になっておりますので、達成ができるかどうかというところはなかなか見通せない状況になってございます。「今後の取組」でございますが、市町村に未設置の都道府県における実態把握をやっていかないと考えておりますので、来年度、新たに官官・官民連携促進事業の中において、その辺の実態把握をしていきたいと考えております。

広報啓発でございます。「女性に対する暴力をなくす運動」がこの11月12日から始まりますが、6ページを見ていただきますと、本年度はセクハラの関係を中心にやっていきたいと思っております。ことし6月に緊急対策も取りまとめました。そういったことも踏まえまして、セクハラというところを中心にやっていきたいと考えております。

配暴センターの関係者向けの研修でございます。行政職員、センター長、相談員向けにやっておりますが、ここのところは引き続き内容の充実に努めていきたいと考えております。

加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築に対する検討でございます。いわゆるリスクアセスメント調査と呼ばれているものでございますが、今年度、海外調査ということで、カナダ、オーストラリアといったところで、実際にリスクアセスメントに基

づく加害者対応をどのようにやられているのか、機関間連携のあり方とか、その辺のところの実態の把握の調査をやっているところでございます。来年度におきましては、引き続き、今年度の調査の結果を踏まえまして、機関間連携、連携指針みたいなものをつくっていきたいと考えてございます。

DV法の施行後の状況を踏まえた今後のあり方の検討でございます。平成26年4月にこの専門調査会において、DV法の施行状況、平成25年の改正を踏まえての内容になりますが、その実施状況のフォローアップをしたのですけれども、それ以降、行われていないということもございますので、今期はセクハラの関係の調査をやることになっておりますが、また会長とも御相談しつつということになりますが、次期以降、DV法の施行状況について、こちらの専門調査会でいろいろと御議論いただくことになるのではないかと考えておるところです。

8ページ、若年層を対象とした性的な暴力の根絶、AV出演強要問題、「JKビジネス」問題に係る対応でございます。

平成29年5月、昨年5月に、AVJK問題の今後の対策を取りまとめたところでございます。ことしの3月に一度フォローアップをいたしまして、その状況をまとめたものが次の9ページ目になっているところでございます。依然として深刻な状況にある。公的な相談機関になかなかつながっていない。政府を挙げたより一層の取組が必要ということが直近のフォローアップの内容でございます。今後の取組といたしまして、例年4月にAVJK被害防止月間をやっておりますので、来年も実施するというところで考えているところであります。インターネット調査はことしの2月に実施したものでございますが、今後の対策につきましては、来年、また次回もフォローアップをしないといけない状況にございますので、インターネット調査は内閣府で実施していきたいと考えております。

若年層の性的搾取、性暴力に係る相談・支援のあり方の検討でございます。右側のところ、今年度でございますが、若年女性に対する暴力の予防啓発の充実に向けまして、有識者の検討会を設けております。そこで、被害者支援マニュアルをつくっていききたい。若年の女性被害者向けという切り口ではこれまでマニュアルをつくったことはございませんので、そういったものをつくっていききたい。今回は、特にSNS等を活用した相談対応はなかなか現場では浸透していない部分がございますので、そういったところにも重点を置いてマニュアル作成をしていきたいと考えております。

内閣府からの説明は以上でございます。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、質疑は後に回しまして、次は警察庁から御説明をお願いいたします。

○警察庁 警察庁から、幾つかの部門にまたがるため、個別に説明をさせていただきます。

捜査一課の篠崎と申します。よろしく申し上げます。

参考資料2の通し番号で御説明いたします。

通し番号28番及び39番の御説明を差し上げます。

まず、28番、性犯罪被害者の心理を踏まえた捜査の推進のための調査研究について、昨年の改正刑法審議時に衆参両院で附帯決議がなされたことを踏まえまして、性犯罪被害者の心理を踏まえた対応に係る心理学的知見等について調査研究を推進し、これらの知見を踏まえた研修を行うこととされております。これを踏まえまして、当庁で性犯罪被害者の心理と警察官の対応に関する調査研究を行っているところです。現在、被害者関係団体等の意見も伺いながら、警察における性犯罪被害者の方への対応に関して、どのような対応が望ましいのかなどにつきまして、アンケート調査を行うための準備を進めているところです。31年度の予算のみ計上しておりますけれども、これらのアンケート調査の取りまとめに係る費用について計上しております。今後、アンケート調査の結果等も踏まえまして、警察における対応のあり方等についてさらなる検討を行っていく予定でございます。

次に、通し番号39番、性犯罪捜査における適切な証拠保全になります。性犯罪捜査につきましては、可能な限り早期に必要な証拠を保全することが重要です。警察署や協力いただける医療機関等に対して、そのための資機材を現在整備しているところです。特に薬物の使用が疑われる性犯罪については、薬物が排せつされる前に鑑定を行う必要がありますので、被害者が被害の届出をちゅうちょしている段階であっても、例えば、採尿とか採血の実施について検討するよう現場に指示しているところです。31年度の予算につきましては、これらの状況を踏まえまして、性犯罪捜査における証拠採取のための資機材に採尿や採血に必要な保存容器等を追加するための費用を要求しているところです。これらの予算要求等も踏まえまして、性犯罪被害者の方からの被害の届出に対する適切な証拠保全が図られるよう、引き続き指導してまいりたいと考えております。

○警察庁 警察庁給与厚生課の永澤と申します。よろしくお願いたします。

私からは、通し番号37、38について、御説明させていただきます。いずれも継続の施策でございます。

通し番号37、都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の全国単回に向けた充実について、説明させていただきます。資料記載のとおり、「第3次犯罪被害者等基本計画」において、カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減等が盛り込まれ、カウンセリング費用の公費負担制度の全国展開を図ることなどが掲げられております。これを踏まえ、警察庁では、平成28年度から新規に予算措置をし、都道府県警察に対し、犯罪被害者がみずから選んだ精神科医、臨床心理士等からカウンセリングを受けた場合にも公費負担ができるよう指導しており、平成30年7月には全国において同制度が整備されております。平成31年度においても、引き続き同額の予算を確保し、全国的に公費負担が維持されるよう努めてまいります。

続きまして、通し番号38、性犯罪被害相談電話に係る全国共通番号の適切な運用について説明させていただきます。ここに記載のとおり、「第3次犯罪被害者等基本計画」において、性犯罪被害者支援の充実に関し、相談窓口の認知度向上や相談しやすい環境整備が掲げられました。これを踏まえ、警察庁では平成29年度から新規に予算措置をし、性犯罪

被害者がより相談しやすくなるよう、各都道府県警察の性犯罪相談電話につながる全国共通の短縮ダイヤル「#8103（ハートさん）」を導入いたしました。これは、全国共通ダイヤル「#8103」に相談者が電話をかけると、相談者の発信地を管轄する各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながるものでございます。平成31年度においても引き続き必要な予算を確保し、性犯罪被害相談電話の無料化や広報の推進による「#8103」の国民へのさらなる周知を図るなど、性犯罪被害者が相談しやすい環境の整備を一層推進し、「#8103」を適切に運用してまいります。

○警察庁 続きまして、いわゆるAVJK問題と子供の性被害防止プランに基づく対策につきまして、警察庁の取組を御説明させていただきます。

私は、警察庁少年課の高田と申します。

資料4を用いて説明させていただきます。

まず、AVJK問題につきまして、8ページ、通し番号48をご覧ください。警察におきましては、現在、関係府省対策会議において決定された今後の対策に基づき、実態把握や取り締まりを推進するとともに、関係機関と連携の上、広報啓発や被害者の保護等に取り組んでおります。平成31年度予算につきましては、多くの国民に利用されているSNS「LINE」を活用した広報啓発活動を実施するための予算を新たに要求しているところでございます。

続きまして、子供の性被害防止プランに基づく対策について、御説明いたします。引き続き、資料4の9ページ、通し番号51をご覧ください。子供の性被害をめぐる情勢につきましては、児童ポルノ・児童買春事件の検挙人員やSNSの利用に起因して性被害に遭う児童数が増加傾向にあるなど、極めて憂慮すべき状況にございます。昨年4月には子供の性被害防止プランが犯罪対策閣僚会議において決定されたところでございますが、同プランに基づき、関係機関・団体と連携しながら、子供の性被害撲滅に向けた取組を引き続き推進しているところでございます。警察庁におきましては、現在、平成30年度に確保した予算で、「JKビジネス」の手口や「SNSに起因する危険な出会いからの性被害」の事例等を取り上げた中高生向けの啓発DVDを作成中でありまして、来年度以降、これを活用して啓発活動を推進してまいります。また、平成31年度予算につきましては、広報啓発リーフレットを作成するための予算等を引き続き要求しております。SNSの利用に起因する児童買春等の被害防止を呼びかけるリーフレットを作成予定でございますが、児童や保護者といった対象ごとに内容や表現等の仕方を工夫して作成し、広報啓発活動に活用していく予定でございます。

○警察庁 生活安全企画課の木下と申します。

私からは、ストーカー事案対策について御説明申し上げます。

資料4の13ページ、通し番号でいいますと63番をご覧ください。まず、ストーカー事案の現状について、平成29年中のストーカー事案に係る警察への相談等件数は、2万3079件、平成12年の法施行以降最多となっております。この種の事案は事態が急展開して重大事件に発展するおそれが高く、国民の安全で安心な生活を脅かすものであり、対策の一層の強

化が必要であると認識しております。警察におきましては、こうした現状を踏まえ、体制を確立して、ストーカー事案への対応を強化しますとともに、平成28年12月に成立しました改正ストーカー規制法を効果的に運用しているほか、昨年4月に改訂されましたストーカー総合対策に基づき、関係省庁とも連携した取組を推進しているところであります。資料の下段、平成31年度概算要求をご覧ください。平成31年度概算要求におきましては、未然防止のため、ストーカー予防のための教育・啓発といたしまして、高校生や大学生等に配付するパンフレット等の作成経費を要求しております。また、被害拡大防止のため、被害者等の一時避難の支援といたしまして、ホテル等宿泊費用の公費負担の経費、被害者の安全確保のための資機材の整備といたしまして、ストーカー被害者へ貸与するためのカメラシステムの整備の経費を要求しております。このほか、再発防止のため、ストーカー加害者に関する地域精神科医療との連携といたしまして、地域精神科医療機関等からストーカー加害者への対応に係る助言を得るなどの取組を行う経費を要求しています。

ストーカー事案対策の関係は以上であります。

警察庁は以上であります。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、先に進めさせていただきます。

次は、法務省から御説明をお願いいたします。

○法務省 法務省秘書課付の野田でございます。

法務省におけます「女性活躍加速のための重点方針2018」に基づく平成31年度予算概算要求等の状況等につきまして、参考資料2を基に御説明させていただきます。

まず、通し番号29～32の性犯罪の施策の検討に向けた調査研究の実施状況につきまして、御説明いたします。

先ほど警察庁からも御説明がございましたが、性犯罪に関する罰則を改正した刑法の一部を改正する法律が、昨年6月に成立いたしましたして、昨年7月から施行されているところでございます。この改正法では、附則第9条におきまして、性犯罪における被害の実情、改正後の規定の施行の状況等を勘案して、改正法の施行後3年を目途として、性犯罪に関する総合的な施策を検討することが政府に求められております。さらに、衆議院及び参議院における附帯決議におきまして、性犯罪に関する各種調査研究が求められているところでございます。そこで、法務省におきましては、平成31年度予算事業として登録した調査研究につきまして、順次御説明いたします。

まず、外国法制の継続的調査でございますが、先ほど申しました施策の検討のためには、諸外国における性犯罪に関する罰則を調査し、我が国とは異なる法制の実情を把握する必要があります。また、被害者団体等からは、改正後の刑法につきまして、諸外国の性犯罪に関する実体法・手続法の法制を例に挙げまして、例えば、強姦等罪の暴行脅迫要件を撤廃あるいは緩和すること、いわゆる性交同意年齢を引き上げること、未成年者や障害者に対する地位を利用した性犯罪類型を創設することなどについて、更なる法改正を求

める声があることを承知しております。法務省におきましては、これらの点も含めまして、諸外国における性犯罪に関する法制について調査を継続しているところでございます。この調査に当たりましては、法制面のみならず、その具体的な運用面につきましても詳細に把握する必要がございますので、現地に赴いた上で、関係者等からのヒアリングを実施するなどの方法により調査研究を実施することとしておりまして、法務省としては、引き続き性犯罪に関する外国の法制度について、的確に把握するよう、努めてまいることとしております。

続きまして、通し番号30番でございますが、性犯罪を含む各種犯罪の被害の動向に関する調査研究について説明いたします。まず、公式統計等に基づく性犯罪の被害認知件数、被害発生率、被害者と被疑者の関係等についての調査分析がでございます。この調査分析は、毎年、犯罪白書等で取りまとめ公表しているものでございますが、経常予算の枠内で実施しているところ、平成31年度も前年度と同規模の予算を要求しているところでございます。

続きまして、通し番号31番でございますが、一般の統計として表れない犯罪の被害を明らかにするため、いわゆる暗数調査も実施しているところでございます。この調査は、無作為に抽出した16歳以上の男女を対象に質問調査を実施し、警察等に届出のない事件を含めた犯罪被害の実態を調査するものでございます。こちらにつきましては、平成30年度予算に基づき事業者に調査を委託した段階でございまして、平成30年度事業として実施しているため平成31年度の予算要求はございませんが、平成31年度には事業者から受領いたしましたデータの分析・公表を予定しているところでございます。

続きまして、通し番号32番でございますが、性犯罪被害者の心理学的・精神医学的知見等に関する法務研究の実施及び研究成果の報告につきまして、御説明いたします。この研究は10年以上の経験を有する検事である研究員が、精神科医等の専門家から、性犯罪被害者の心理に関する心理学的・精神医学的知見につき、指導を受けるなどして当該知見を収集した上、過去に暴行・脅迫の有無・程度や抗拒不能の認定などが問題となった性犯罪事件の調査・分析などを行い、捜査・公判における検察官等が心理学的・精神医学的知見を活用するための具体的手法等について研究するものでございます。この研究におきましては、個別具体的な性犯罪事例の分析を行うことから、研究成果につきましては、平成30年度内に省内で研究成果を報告し、事件関係者のプライバシー保護の観点等に配慮した上で、その概要を対外的にも公表することを検討しているところでございます。

飛びまして、通し番号52番でございます。児童の心理的負担等に配慮した事情聴取に向けた関係機関の連携強化につきまして、御説明いたします。児童に対する性暴力を含む児童虐待の事案におきましては、児童から事情聴取を行うに当たり、児童が繰り返し事情を聞かれることによる二次被害を防止して心理的負担を軽減するとともに、児童の記憶が汚染されることを防止して信用性の高い供述を得る必要がございます。そのため、検察庁におきましては、平成27年10月から、警察及び児童相談所との連携を強化し、被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取する取組、いわゆる代表者聴取を

積極的に実施しているところでございます。平成27年10月から本年3月までの間に、法務省が把握している限り、1,000件を超える代表者聴取を行っております。平成30年7月には、お配りしております資料5の1～3ページ目のとおり、最高検察庁から、警察及び児童相談所との情報共有の強化に関する通知を発出しているところでございます。このような取組に適切に対応するため、児童聴取室の整備や人的体制の整備を図るのに必要な予算を計上しております。具体的には、他機関と協力して代表者が児童の聴取を実施するための経費といたしまして、代表者が聴取している様子を他機関が別室でモニタリングをしながら、必要な聴取事項をリアルタイムで伝達するための設備を整備する経費、あるいは、児童の特性等を踏まえた取調べ技法を習得させるための経費といたしまして、検察庁に講師を招いて、講義を実施するための講演謝金等がございます。法務、検察におきましては、引き続き、児童の心理的負担等に配慮した事情聴取に向けて、関係機関との連携を強化し、代表者聴取等の取組を進めてまいることとしているところでございます。

続きまして、人権擁護関係でございます。参考資料2の通し番号55、65、76になります。

まず、通し番号55と65でございますが、女性、子供からの人権相談体制の整備並びに女性の人権及び子供の人権に関する広報啓発活動の実施につきまして、御説明いたします。職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、配偶者やパートナーからの暴力、アダルトビデオ出演強要問題、JKビジネス、SNS等を通じたリベンジポルノ被害や児童ポルノ被害等が大きな社会問題となっているところでございます。女性や子供の人権に関する相談体制を整備する必要があるとともに、これらの問題の未然防止及び被害の拡大防止のためには、広報啓発活動を実施する必要があります。そこで、法務省の人権擁護機関では、女性の人権問題に関する専用相談電話「女性の人権ホットライン」を全国50カ所の法務局・地方法務局に設置し、人権擁護委員や法務局職員が、女性をめぐるさまざまな人権問題に関する相談に応じており、人権相談では、婦人相談所の紹介や、性的な画像を含むインターネットの人権侵害情報に関する削除依頼の方法の助言等の必要な支援を行っているところでございます。また、同様に、全国の法務局に、子供の人権に関する専用相談電話「子どもの人権110番」を設置するほか、全国の小中学生に「子どもの人権SOSミニテラー」を配布し、子供が相談しやすい相談体制の整備に努めているところでございます。広報啓発活動におきましては、「女性の人権を守ろう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、ドメスティックバイオレンス防止をテーマとした人権啓発ビデオ及びセクシュアル・ハラスメントを含めた職場における各種人権問題について解説した啓発資料の配付、あるいは、法務省YouTubeチャンネルにおける配信等を行っているところでございます。また、「子どもの人権を守ろう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会の開催、インターネット上の人権侵害や児童ポルノの問題等を盛り込んだパンフレットの配布や携帯電話会社と連携した人権教室の開催等も行ってまいります。

通し番号76番の人権擁護事務担当者・人権擁護委員に対する研修の充実につきましても、人権擁護事務担当者・人権擁護委員が相談等に適切な対応を確実にできるよう研修をして

おり、必要なカリキュラム等を盛り込んでいるところでございます。

通し番号64番は、法テラスの関係でございますが、こちらに関しましても、新たな法律に基づき実施しています、ストーカー等被害者に対する法律相談援助を的確に行えるよう、予算を確保しているところでございます。

私からは、以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。それでは、 続きまして、厚生労働省から説明をお願いいたします。

○厚生労働省 厚生労働省子ども家庭局の度会と申します。よろしく申し上げます。

資料6で説明させていただきます。

まず、1ページ、通し番号56の若年被害女性等支援モデル事業です。この事業につきましては、困難を抱えた若年被害女性に対して、公的機関と民間支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談・支援や居場所の確保等を行うモデル事業として、平成30年度、今年度から実施しているという形になっております。具体的には、この資料にあるように、①アウトリーチ支援、②関係機関連携会議の設置、③居場所の提供に関する支援、④自立支援という形で行っておりますが、今年度は東京都から応募がありまして、現在、東京都で10月1日から事業を開始しているという形になっております。東京都では、3つの団体に委託をしております、相談窓口ではラインやメールなどを使った相談、アウトリーチとして、渋谷区、千代田区、新宿区、豊島区といった周辺でアウトリーチ等を、現在、行っている形になっておりますので、これらの状況については、今後、事業報告等を踏まえながら、その内容を確認していきたいと思っております。なお、予算額について、平成30年度予算額159億円の内数から平成31年度概算要求額が208億円の内数となっておりますけれども、これは主に児童虐待防止対策の補助金等が増加しているという形になっておりますが、この若年被害女性等支援モデル事業につきましては、平成31年度も引き続き要求を行っているという形になっております。

続きまして、2ページ目の通し番号59につきましては、婦人保護事業の見直しの検討という形になりますけれども、この資料の表題にありますように、「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」という形で、現在、開催しております。婦人保護事業につきましては、売春防止法に基づきまして、売春を行うおそれのある女子を保護する事業として発足しておりますが、その後、支援ニーズの多様化に伴い、家庭関係の破綻や生活困窮等の問題を抱える女性に事業対象を拡大してきております。また、平成13年からはDV被害者、平成16年からは人身取引被害者、平成25年からはストーカー被害者などが、それぞれ事業対象として明確化されておりますけれども、こうした事業の関係につきまして、抜本的な見直しが必要ではないかという形になっておりますので、その検討を現在行っている形になります。検討会のスケジュールですけれども、第1回をことしの7月30日に開催いたしまして、これまで4回の検討会を開催しております。第2回、第3回で構成員の方々からのプレゼンテーションと意見交換という形で行っております。第4回、10月

24日の検討会において、構成員からいただきました主な意見という形で取りまとめを行っておりますが、第5回、平成30年、来月中旬から下旬に、中間的な論点の整理という形でまとめていきたいと思いますが、この検討会はこの第5回で終わるというわけではなくて、中間的な論点の整理以降、具体的な検討事項をさらに議論していくという形になっております。主な検討事項としては、対象とする女性の範囲、支援内容という形になっております。この検討会で現在出されている意見の中では、包括的な女性の定義ということもありますし、また、対象とする女性の支援につきまして、若年被害女性あるいは性暴力被害者、また、障害を有している方や高齢者の方など、こうした対応も必要ではないかという意見が出ております。次に、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設の役割や機能については、現在、出ている意見では、特に婦人相談員について、市区に設置することができる規定になっておりますけれども、これの設置が必要ではないかとか、都道府県、市区町村の役割等についての意見が出ております。他法他施策との関係や根拠法の見直しについては、売春防止法の第4章に婦人保護事業が位置づけられております。その関係で、この第4章の規定をどのように見直すかといった意見や、売春防止法に係る理念などについての意見も出ているという形になっておりますが、今後、引き続きこの検討会で婦人保護事業の見直しに向けた検討を進めていくという形になっております。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。

それでは、これから、報告していただいた順に、内閣府、警察庁、法務省、厚労省の御説明の内容に沿って、順番に質問や御意見を伺います。まず、内閣府の説明について、御意見、御質問はございますでしょうか。

小西委員。

○小西委員 事前に意見を概要で出ささせていただきました、その中で幾つか伺いたいということです。

35番です。ワンストップ支援センターに関する予算措置なのですが、御努力によって47都道府県全部に前倒しで設置されたことは大変いいことだと思っておりますが、予算の桁もこのワンストップ支援センターの設置促進に関するものはほかのものと桁が違って、メインの施策なのではないかと思うのです。24時間対応とか、医療との連携の質の向上など、今、おっしゃっていましたが、各地のセンターが継続的に安定して質を高められるように支援してほしいと思います。

誰もがワンストップセンターを安定的に運用することは必要なことだと思っておりますが、残念ながらことしの予算執行が100%に達していなくて、実際には、ワンストップセンターの側からお話を聞くと、うまく使えないとかそういう問題も聞くので、予算をとって、使いやすく、また次の年に工夫をしていただきたいと思います。この辺の理由がもしわかればお聞かせ願いたい。

○辻村会長 ありがとうございます。予算が残った理由についてはいかがですか。

○杉田暴力対策推進室長 ワンストップ支援センターに対する交付金の執行率の関係でございませう。大体全体で9割近くが執行されているのですけれども、内訳を見ますと、医療費の部分が非常に執行率が低くなっているという状況にございませう。交付金創設初年度ということで、そのあたりは自治体の担当者からするとなかなか予測が立てづらかったというところはあるのだらうと思っております。交付金は今年度から2年目に入りますので、そのあたりは初年度の執行状況を踏まえて要求されているところはあるので、今年度は大分改善するのではないかと考えております。

○辻村会長 ありがとうございます。ほかにいかがですか。

○原委員 小西委員と同じ35番のところですが、このワンストップ支援センターの安定的な運営のためにも、交付金頼みで運営をするのではなくて、各自治体が自主財源をもって予算を確保して、その現場に合うやり方で予算を確保するように、そのように持っていくほうがいいのではないかと考えております。

意見です。

○辻村会長 ありがとうございます。

納米委員、お願いします。

○納米委員 33番、34番、62番ということで、内閣府に対して3点、意見を申し上げたいと思ひます。

33番と68番にかかわるところです。

ワンストップ支援センターと配暴センターについて述べられていますが、相談にきた方の業務統計をもう少し拡充されたいかと思ひます。例えば、被害者、加害者の属性、暴力の様態、バックグラウンドとして薬物のアディクションがあるのか、失業しているのかどうか、年齢とかもですね。DVに関しては、子供の目撃について、男女間の調査、暴力の調査でやられていると思うのですけれども、配暴センターでの業務統計の中でも統計をとられたほうがいいのではないかと思ひます。こうした基礎的なデータを蓄積した上での的確な施策がつけられるのではないかと思ひます。これが1点目です。

2点目が、相談員を対象にする研修ということについて、34、58、60、73等々で繰り返し言及がございませうけれども、相談員の方は非常勤の方が多いと認識してあります。地方公務員は会計年度任用職員の導入も始まると聞いておひまして、相談員をされている方からどうなっていくのだらうという声も聞いてあります。相談員の処遇は相談の質に深くかかわってくることでありますので、現在、どのような勤務体系とか処遇がなされているのかということについて、国として把握が必要なのではないかと思ひます。

3点目、62番、加害者プログラムに関することで、リスクアセスメントの調査について私もことしもかかわらせていただいておりますけれども、将来的には、ぜひモデル的にプログラムを実施して、被害者支援と加害者対応の実施体制とか、機関間連携の可能性を探っていただきたい。連携指針をつくることは非常に大事だと思ひますけれども、指針をつくって、それが棚上げにならないように、モデル実施というところまで踏み出していただ

きたいと思います。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。

ただ今のご質問は61番ですね。

○納米委員 61番ですね。失礼いたしました。

○辻村会長 これはDVではないということですか。

○納米委員 DVについてです。

○辻村会長 わかりました。では 種部委員、お願いします。

○種部委員 先ほどのワンストップの予算が執行をされていないという点について、現場からの意見を申し上げます。医療費の拠出につきましても、どこからどこまでを性暴力と扱って医療費を出すかというところにジャッジが入ります。このジャッジを誰がやっている、基準はどうやっているのかによって医療費が出しにくくなるということが現場ではわかっています。例えば、今、富山県でもワンストップが始まりましたけれども、現場の支援員は非常に意識が高く、本人が同意をしていない性交、例えば、風俗などで挿入はなしと言っているのに首を絞められながら挿入をされたというのも明らかに同意のない性交と捉え性暴力と認識するのですけれども、拠出をお願いしても、実際は行政のほうからお金が出なかったりということがあります。ジャッジの仕方について明確な基準を出していただきたいと思います。これは意見です。

ここから質問ですけれども、これは内閣府と警察庁とでよく連携をとってほしいと思っています。

1つは、証拠採取について。性暴力被害者が全員ワンストップを経由するようになって、その中で自己決定をした人が警察にという流れになればいいのですけれども、直接警察に行かれる方もいらっしゃいます。これは警察庁とまたがる話になってしまうのですけれども、ワンストップは24時間365日医師が待機するという形で対応していますけれども、警察は警察で独自に証拠採取をしてくださるドクターを用意されたりとか、あるいは遠方の病院まで行けないとして、所轄の中の一番近い医療機関に行かれたりします。そうすると、性暴力に対する専門性がない方が証拠採取をされ、法廷の場で争ったときに証拠がちゃんと生かされないということもありますので、ワンストップと警察で、そこは垣根無く、医療機関も共通の資源として使っていただきたいということです。

同じことなのですけれども、ダイヤル3桁化はぜひやっていただきたいのですけれども、3桁化をしたときに、「#8103（ハートさん）」とどういう立ち位置を置くのかということに議論が必要です。できれば、私は3桁化で緊急コール型にしていきたいと思っています。例えば、今、若い子供たちは電話番号のない電話を使っています。なかなかわからないと思うのですけれども、Wi-Fiだけしかつながらない。電話番号を契約できるお金がないような貧困が背景にあるものが多くて、こういう方たちは電話ができません。電話番号をみてもダイヤルできないスマホなので、かけられません。そういうSNSしかつながらな

いようなスマホとかであっても緊急コールだけはつながりますから、緊急コール型にしないという意味がないと思います。この「#8103」もぜひ一緒に形にさせていただきたいと思います。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。

今、警察庁のほうに話が行っていますので、警察庁の御報告に関する御質問はございませんでしょうか。

阿部委員。

○阿部委員 子供の性虐待のことで、51番の関係なのですけれども、まだ小学生で支援学級に通っているお子さんの性被害、担当教師からの強制わいせつの被害があつて、警察のほうに相談に行きましたけれども、お子さんの言うことだから、証人・証拠がないからということで、お話を聞くだけで、これ以上はというようなことが実際には起こっておりません。被害児の問題、そうすると自分がうそをついていたようなことに。被害児としては、自分を責めたり、親に打ち明けても、親も警察のほうからそういう対応をされると、これ以上黙って泣き寝入りするしかないのではないかという状況になっています。こういった、加害者に対してそういうことに対する責任をとらせていくという踏み込んだ取組をぜひしていただきたいなという要望です。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほかに警察庁についてありますか。

納米委員。

○納米委員 今の52番のところと、警察庁の説明資料の10ページ、11ページあたりにかかわることなのですけれども、この代表者による聴取と検察と児童相談所と警察の3者の情報共有は、性虐待にかかわるもののみなののでしょうか。それとも、児童虐待全般について行われるのでしょうか。児童虐待については面前DVでの心理的虐待による通告が大変ふえていると聞いておりますけれども、DVが絡んでいる場合には、情報共有とか、そういうことがどのように取り扱われるのかということについてお伺いしたいと思います。

○辻村会長 それでは、ここで切りまして、警察庁から、今、お答えできることが何かございましたら。もし無理であれば、また後日、文書なりでお答えいただければと思います。

○警察庁 代表者聴取につきまして御質問がございましたが、まず、この取組の対象とする事案でございますけれども、児童を被害者等とする事案全般につきまして対象としておりまして、児童の心情とか特性に配慮した事情聴取をするように努めているところでございます。

○辻村会長 ほかによろしいですか。

それでは、法務省について御質問はございますか。

種部委員、どうぞ。

○種部委員 今の代表者聴取のところは先ほど法務省の方からの御説明もあったと思うのですけれども、今、1,000件くらい協同面接といいますか、代表者聴取をやっているらっしゃ

るということでした。これをうまく成功させて、ちゃんとそれが証拠として価値のあるものにするためには、その代表者聴取に至る前に余計なことを聞かないということがポイントだと思うのです。その研修をやっていらっしゃるかどうか。そちらをやっていないと、どんなにいいプロトコルで聞いても意味がないということなのです。

それから、さまざまなプロトコルが今はあると思うのです。例えば、NICHDプロトコルとか、RATAC®とか、司法面接ですね。さまざまにあると思うのですけれども、どこに行っても質の高いものを得られるようにといたしますか、それを普及させていくやり方を少し考えていただくと同時に、今、申し上げた司法面接に至る前の最初のファーストコンタクトをとる方たちに、余計なことを聞かない、次の司法面接を成功させるための技術ということセットをお願いしたいと思うのです。今、取組はされていますか。

○辻村会長 ほかに、法務省の御発表について、ございますか。

ないようでしたら、今の点についてお答えいただければありがたいです。

○法務省 先ほど御説明させていただいたとおり、検察官向けの研修等を講師を招いてやっているところでございます。委員から御指摘がありました点は、正に記憶の汚染にもつながりかねず、信用性確保のためにも重要なところであるという、代表者聴取前の問題意識は持っております。

代表者聴取に至る経緯としましては、検察庁としては児童相談所あるいは警察から連絡を受けて関与するということになってまいりますので、検察官が把握した段階では、当然、記憶の汚染がないように、代表者聴取に至るまでのプロセスに気を付けて進めているところでございます。こういう事案につきましては、代表者聴取が重要な意味を持つてくるのだということを認識し、関係機関と連携を取りながらこのような取組を更に進めてまいりたいと考えております。

○辻村会長 よろしいですか。

ほかにいかがですか。では最後に、厚労省について何か御質問はございますか。

原委員、どうぞ。

○原委員 意見ですが、通し番号59番、婦人保護事業のあり方の検討会が行われていて、これにとっても期待をしているところなのですが、近年、一時保護がなかなかスムーズにいかないとか、受け入れられないという方がおられるようで、携帯電話のお預かりも一つの理由だと思いますが、さまざまな理由が考えられます。そういう入所をためらう理由を、今後、分析してさまざまな被害者の受け入れができる方法をぜひ見つけていってほしいと思っています。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがですか。種部委員、どうぞ。

○種部委員 若年被害女性等支援、通し番号56ですけれども、今、アウトリーチを非常にたくさん持っている民間団体と連携ということで、新しい事業にはとても結果を期待して

いるところでは、関係機関連携会議を設置されまして、民間団体も入れた形での協議会ということだと理解しております。もともと都道府県の中には要対協があるわけですし、要対協の中には特定妊婦が入っています。今はモデル事業ということですが、展開していくときに当たって、要対協との関係はどうなるのでしょうか？同じものを2つつくってもしようがないのではないかと思います。その中で特定妊婦あるいは妊娠に至る直前の人たちが含まれていると思うのですが、その枠を広げて扱うというやり方でやってはどうかと思うのです。全く別というイメージで考えていらっしゃるのでしょうか。

○辻村会長 御質問ですね。

私のほうから1つ追加させていただきます。厚労省で通し番号59、困難な問題を抱える女性ということで検討会を始めていただいたことは大変ありがたいことだと思いますが、この女性の中に、障害者、高齢者、その他が入るとのことですが、外国人女性、マイノリティ、そのあたりはどうなりますか。

これはCEDAWの勧告にもかかわりますけれども、課題がたくさんあるのですね。マイノリティグループ女性に対してどういう対応がなされているとか、ヘイトスピーチのことも含めてたくさん指摘されています。ここでは、アイヌの女性、同和地区の女性、在日韓国人・朝鮮人、その他マイノリティ女性、移民女性等が指摘されていますが、これまでに対応ができないと思いますし、もともと婦人保護事業の見直しから始まっていますからなかなか難しいのですけれども、セックスワーカーなどのことも含めて外国人と関係があるところもあると思います。ここはぜひ広げておいていただくと、今後、資料が出てくるのかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○厚生労働省 まず、59番です。婦人保護事業の検討のお話です。

まず、1つ目の一時保護の関係ですけれども、この検討会に入る前に、婦人保護事業の実態の把握という形で、それぞれ一時保護所に入れないといった要因を現在調べておりますので、この検討会の場合でも紹介しながら、さまざまな分析をしていきたいと思っております。

それから、外国人の方の取り扱いについて、現在においても、婦人保護事業では外国人の方の一時保護とか、そうしたことを行っておりますので、こうした視点も抜け落ちないようにしていきたいと思っております。

○辻村会長 今のところ、外国人の方についての資料がないと認識しておりますので、ぜひそこで蓄積していただければありがたいです。

○厚生労働省 それから、通し番号56番のモデル事業の関係ですけれども、関係機関との連携会議につきましても、例えば、既存の要対協なども使うことも可能として、今、モデルとしていただいていますけれども、まだ東京都の連携会議の設置状況をこれから把握していくという形になりますので、そこも踏まえながら、今後、検討していきたいと思っております。

○辻村会長 今の点はよろしいですか。

○種部委員 はい。

○辻村会長 それでは、全体についての質問ということで、山田委員から手が挙がりますので、どうぞ。

○山田委員 今の辻村会長の指摘とも関係するのですけれども、女性に対する暴力と言いつつながら、親密な関係にある男性に対する暴力とか、男性同士、女性同士と拡張されてきたと思うのです。

今、話題になっている、いわゆる性的少数者、LGBTに関する差別なり困難な状況にある人なりという人たちがいらっしゃると思うのですけれども、それはどのような管轄になっているのかということをもしわかればお聞きしたいというのは、先日、NVEC、国立女性教育会館で私は委員をやっています、LGBTをどういうふうに教育するかということに関する事業もやっているということなのですが、文部科学省の人がいらっしゃって、人権教育なのか、保体で性教育としてやられるものなのか、それともジェンダーがかかわっているので男女平等教育なのかということをお聞きしたところ、そこはまだ扱いが決まっていないという回答だったのです。

例えば、LGBTを理由にする差別なり人権侵害、ハラスメントもあると思うのですが、それを統一的に扱うところはあるのでしょうか。そういう議論はどうなっているかということに関して、もしわかることがあればお聞きしたいです。

○辻村会長 ありがとうございます。

私も同じような印象を持っております。これから伊藤公雄教授に男性の視点からお話しただけなのですが、ここは「女性に対する暴力」ということで対象を女性にしていますから、なかなか難しいとは思いますが、トランスジェンダーの問題もありますし、今後は少しずつ視点を広げていかないと、女性に対する暴力だけを対象とするということではいけないのではないかと思ったりします。

例えば、通し番号72で、女性に対する暴力をなくす運動だから、それは仕方がないのですけれども、こちらの資料の6ページ目では、セクハラをしている人の絵が男性だけですね。セクハラをするのは常に男性だとは限らないので、5つぐらい絵があったら1つぐらいはそうではないものも入れなければいけないだろうとか、今後は、少しずつ変えていかなければいけないので、そのあたりのバランスがもんだいですね。

男女の関係、LGBTの関係、このあたりは、法務省、厚労省、警察庁、内閣府も考えなければいけないのですけれども、実際、法務省あたりはそこはどのようにお考えですか。

○法務省 法務省でございます。

LGBTの全ての施策をどう取りまとめるのかということにつきましては、省庁間での協議が必要だとは思いますが、人権擁護機関が法務省にはございまして、その人権擁護分野におきましては、女性や子供に限って支援を行っているものではなく、LGBTに関する差別、偏見に関する相談も受け付けておりますし、そうしたものの解消に向けた広報啓発活動も実施しているところでございます。

○辻村会長 厚労省は、いかがですか。さきほどの「困難を抱えた女性」に入ってくる人がいますでしょうか。

○厚生労働省 現在の検討会では、現状の婦人保護事業の見直しから入ってきておりますので、どうしても女性中心という形で現在は検討会が進んでいるという形になりますが、LGBTの方の対応とか、そういった意見も一部は出ているという形です。

○辻村会長 性自認において女性である方がそこに入ってくる可能性はありますね。LGBTの中で、自分は女性として生活しておられる男性の方はいらっしゃいますでしょうか。その方たちが入るのかどうかですね。

○厚生労働省 なかなか難しいのが、現状の入所施設であったり、一時保護の場が女性にこれまで限られていて、男性被害者の場合は、一時保護の委託という形で民間シェルターを活用して対応するというところがあります。

○辻村会長 LGBT関係で、警察庁で気をつけていらっしゃる事とか、新しい対応とか、ほかには何かございますか。

○警察庁 警察官も、基本的にはさまざまな研修とか、採用時の教養等を通じて、差別とか偏見、人権教育の一環のような形でやっておりまして、それを通じて実務のさまざまな場面に対応できるようにということやっておるところです。

○辻村会長 よろしいですか。

○山田委員 はい。

○辻村会長 今後の課題ですが、今の問題について内閣府では何かありますか。

○杉田暴力対策推進室長 内閣府で直接LGBT関連の施策は特にないのですが、まさにこういった専門調査会の場でいろいろ御議論いただくことはあり得るのだろうと思っております。

○辻村会長 問題を出していただきましたので、これに対して対応を。

種部委員、何かありますか。

○種部委員 LGBは指向の問題で別だと思っておりますけれども、トランスジェンダーについては、既に性別適合手術を受けて性別変更になった人はよしとして、変更前の方については、例えば、刑務所に入ったときにどちらの刑務所に入るのかが問題になります。入ったところによっては、被害を受ける可能性があったり、逆に加害をする可能性があるというところがあって、個別対応が必要な部分もあります。今、刑務所は2つしかないわけで、女性刑務所と男性刑務所しかなくて、どちらにも入りにくいということだと思っております。けれども、中に入る方にとっては、自認していない性のところに入れられることは、それでプラスして刑を受けているようなものだということで、ちゃんと通達も出されているのですが、運用上は問題があると思っております。検討をさらにお願ひしたいと思います。

○辻村会長 そうですね。今後、各府省を通じて問題意識を持って対応していかなければいけないと思っております。

それでは、御発表いただいた関係省庁の皆様、これで御退席していただくということ

でよろしいでしょうか。

ありがとうございました。短い時間でしたけれども、充実した審議ができたと思います。

(警察庁、法務省、厚生労働省退室)

○辻村会長 それでは、次の議題に進ませていただきます。

議題2「社会学・男性学の視点から見るセクシュアル・ハラスメントをめぐる現状と課題について」、伊藤公雄教授から「セクシュアル・ハラスメントと男性性」というタイトルで御説明いただくことになっております。

よろしく願いいたします。資料はお手元にあると思います。

○伊藤様 資料8ですね。

私も8年前までこの委員会のメンバーでした。当時から続いておられる方もおられるなということと、先ほどのLGBTの話ですけれども、10年くらい前、この委員会で同性間カップルの暴力の対応はどうなるのかという話をしたときには、割と議論にならずに黙殺された経験がございます。時代が幾らか変わり始めているかなと思っております。

きょうは、御紹介がありましたように、男性の視点と絡めながらセクシュアル・ハラスメントあるいは性暴力の話をお話ししたいと思います。

自己紹介は見ていただければと思います。

私は、この間、男性対象のジェンダー政策の調査を実施しています。国際比較も含めて進めているのですけれども、女性に対する暴力の問題、先ほど来、出ていますけれども、加害者の多くは男性です。そのためにも男性対象のジェンダー平等政策も考えていかなければいけないのではないかと考えています。なかなかジェンダー平等社会構築の動きがあっても進まない。これは男性主導社会の仕組みというか、これは第4次計画でも語られているのですけれども、幾ら口で言ってもなかなかこの問題に対してきちんと視線が向かないという状況が続いているのではないかと考えています。基本的には「男性主導社会の制度・慣習の変革」とは書かれているわけですけれども、そこをもう一つ突っ込んで解剖していく必要があるのではないかとということ。

もう一つは、2ページ目の下のほうですけれども、今、男性をめぐる状況はかなり危機的な状況にあります。「men's crisis」と呼んでいます。この問題にかかわってMasculinization of Deprivationという言葉をご提案しています。私は造語をするのは嫌いだったのですが、最近、年をとったからか、たまには造語をしてもいいだろうと思って作りました。「剥奪の男性化」です。これは当然「貧困の女性化」をもじってつくっているわけです。変化の中で男性たちが対応できない中で、無自覚なまま何か奪われているのではないかと、それは既得権なのか発言権なのかわかりませんが、ぼんやりした不安の中に男性は置かれているのではないかと考えております。それは結果的にハラスメントとか性暴力にもつながる。社会病理現象ともかかわっているのではないかという思いもあります。そういう意味では、男性が抱えている問題に対する調査と分析もしていく必要があるのではないかと。同時に、男性のある種の「men's crisis」に対する政策的な対応も、実

はこの性暴力根絶の議論を進めるためには結構重要な課題なのではないかと思っております。

こういう観点からきょうはお話ししたいと思います。3枚目ですが、去年からハリウッドでハラスメントの告発を契機にして、国際的にいわゆる#MeToo運動が広がりました。EUでも韓国でも台湾でもすごく広がりがあるのですが、残念ながら日本ではこの動きはほかの国と比べると動きが鈍いように思います。ただ、ちょっとびっくりしたのは、あのアメリカ合衆国で今さらセクシュアル・ハラスメントかと、そういう思いですね。ある程度対応が進んでいるのではないかと思っていたわけですが、そういう意味で言ったら全然問題は解決していなかった。セクシュアル・ハラスメントは、1970年代半ばに登場した言葉です。ここに書いていますように、日本では1989年に流行語大賞になったわけです。解決済みの問題だと思っていたものが実は潜在化して根深く存在していた。こうしたジェンダー構造の問題は、ちゃんと見なければいけないのではないかと思います。

時代の状況、ある種の世代交代の問題もあるのかなと思っています。先ほどの広報活動の話で、例えば、ポスターのジェンダーチェックみたいな話も出ていました。ここ数年、地方自治体の広報で大変ジェンダー・バイアスに満ちた広報活動が行われています。いろいろな形で批判されています。90年代末には、そういう公務上の広報におけるジェンダー・バイアスのチェックの動きはかなり広がっていて、対応マニュアルなどもつくられていたわけです。今やそれが失われている。これは恐らくは対応している自治体の公務職場の世代交代が起こっているということが一つはあると思います。同時に、制作する側のジェンダー・ブラインドな状況、つまり、かつてはそれなりに気をつけていたものが目配りができなくなってしまったという状況もあるのではないかと思います。そういう意味で言ったら、ジェンダー・センシティブな対応は国際的にも国内的にも展開していたものが、「見えない」問題にまたなり始めているのではないかということです。それが、改めて今回の#MeToo運動を見ながら感じたところです。

4ページ目、この部会も「女性に対する暴力」ですけれども、セクシュアル・ハラスメントは「女性問題」かという話です。これはずっと前から言っていることでもあります。被害者の多くは女性ですけれども、加害者がいなければ起こらないわけです。加害者の多くは男性なので、むしろ「男性問題」だということは改めて認識しておく必要があるのではないかと思います。

「支配と無自覚な依存」と言っているのですけれども、男性たちは、一方では女性を支配するのが男たるもの当たり前だという思いと同時に、いろいろな形で女性のサポートを前提にした生き方をしている。こうした問題を、男性の多くがいまだに背負い込んでいるのではないかと思います。以前から「いぼりながら甘えてきた」と言っています。いぼるほうですが、私は男性の女性に対するある種の対応の仕方の中に、優越指向、所有指向、権力指向という3つのセットを考えたとあります。優越指向は、女性より上にいなければいけない。つまり、知的にも身体的にも精神的にも上でなければ男ではない。所有指

向は、女性をある種の物として所有して、ある種管理ができるぐらいでないとい人前ではない。権力指向というのは、女性に対して自分の意思を押しつけられるぐらいでないとい人前の男ではないとい傾向です。もちろんこれは男性によって差異はあるわけですが、多くの男性がいまだにそういう女性に対するある種の思い込みで生きているのではないか。ハラスメントは大体こういうものの複合体で起こる。性暴力の場合もそうなのですけれども、ある種の社会的につくられた男性性の持っている問題性です。同時に、甘えている部分もある。家庭生活から職場・地域生活まで、男性たちは女性依存していないと、女性のサポートがないと生きていけないような人が結構いるわけで、つまり、「支配」か「依存」かの関係でしかないわけで、「対等」な人格を持った存在としての女性観は、男性の中には十分に根づいていないのではないかと思います。上から見るか下から甘えるかという関係で、「対等」な関係をいまだに築けていないのではないか。それは世界中がそうで、だからこそ#MeToo運動が起こっているということだろうと思います。

私は、男性研究はマジョリティ研究だと思っています。アメリカ合衆国だとホワイトネス研究があります。さまざまな差別問題の中で、社会的にマジョリティの側のマイノリティとのかかわりをちゃんと解剖していくことが必要なのです。日本の社会も含めて、いまだに世界中でまだ男性のほうが社会的マジョリティなのです。しかし、そのマジョリティである男性が自分のマジョリティ性について無自覚なのです。というか、結局、男性基準のいわゆるホモソーシャルな組織や諸制度が温存されている。今回の日本でも起こったさまざまなセクシュアル・ハラスメントの事件の背景には、男性基準でつくられている組織の仕組みの問題がある。ですから、ある種の女性のジェンダー・センシティブな視点から問題を考えることについて大変鈍感な風土がいまだに組織的に残っているということだろうと思います。これは結果的に女性の実質的な排除にもつながるわけです。ある種、戦後の日本の組織の中で、均質化された男性ルールのマジョリティ性がルールになってきたわけです。この均質性がかつては「強さ」になっていたわけです。大量生産・大量消費・重厚長大時代は均質性が強みだったのでしょう。けれども、今やそれが「脆弱性」になっている。いわゆるポスト・フォーディズム社会といえますか、情報やサービスを中心とする産業に展開していく中で、日本も含めて、男性主導、男性マジョリティ型の組織そのものが、ある種、社会そのものの桎梏になっているのではないか。こうした視点も必要なのではないかと思います。日本の場合、1970年代、1980年代に「男性主導社会」はある種安定成長したということで成功しました。その成功体験から脱出し切れなかった。よく言うのですけれども、ヨーロッパやアメリカだって性差別の問題が本格化したのは1970年代以降です。フランスで結婚した女性が夫の許可なく働けるようになったのは法律上は1965年のことですし、スイスで女性が国政における参政権を持つようになったのは1971年です。スイスですべての州選挙で女性の参政権ができるのは1990年ですか。世界中で性差別状況があったわけです。それが大きく1970年代以降変わり始めている。ただし、日本の場合は男性主導型で、男性の長時間労働と女性が家事・育児をやって子育てが終わるとパートみ

たいな形で、1970年代、1980年代型のジェンダー構造と言っているのですけれども、それである種の安定成長をしてしまった。そのために、本当は1990年代以降、かなり大きな転換をしなければいけなかったにもかかわらず、成功体験に縛られて、1970年代、1980年代型モデルをずっと維持してきたということです。それがあつ種の社会的な危機を生んでいくということも考えていただきたい。ちょっとこれは大げさな話ですけれども。

男性のそういうマジョリティ意識をどう変えるかですが、「下駄をはかされてきた」ことに気がつかなかったという話は最近よく言われています。カルビーの元会長さんの名言です。女性を登用しようとしたら「男性差別で女性に下駄をはかせるのか」と言われて、「おまえらこそ今まで下駄をはいてきたんじゃないか」と一喝したという有名なお話です。先ほどの依存の話ではありませんけれども、さまざまな面で男性たちは下駄をはかされてきた。そのことについて、きちんと社会的な認識を共有していくことが必要です。今回の東京医大の入試の問題は本当に典型例だろうと思います。男性のルールが社会のルールだと思っていたからあんなことができたわけですよ。とんでもない話だと私は思っています。大学の入試でそんな性差別が公然と行われているということは、本当に大変意外でした。腹が立つ前にあきれました。同じように、日本の大企業などでインタビューをすると、人事関係の人は入社試験では大体7：3で女性が上に来ると。20年ぐらい前からこの話は聞いています。でも、採用は7：3から8：2で男性優位で採用する。これは1カ所ではなくて同じ数字をいろいろなところで繰り返し聞いています。多分大体当たっている数字なのではないかと思っています。男性主導で男性が下駄をはかされている仕組みの中に、日本社会はあり続けてきた。その上にセクシュアル・ハラスメントや性暴力の構造が、ある種、存続してきたということも考えていかなければいけないのではないかと思います。「マジョリティの擬似的アイデンティティ・ポリティクス」と私は呼んでいるのですけれども、アイデンティティ・ポリティクスは社会的マイノリティが自分の存在を肯定しながら自分たちに対する差別や抑圧に対して抗議をするということですが、今、マジョリティの側が、さっきの「剝奪の男性化」ではありませんけれども、抑圧されているかのような気持ちになって、自分たちが差別されているかのような形のポリティクスが行使され始めているという気さえます。これは世界中がそうだと思います。ここでこういうことを言うと怒られるかもしれませんが、トランプ現象の背景にあるものは、まさにマジョリティの擬似的アイデンティティ・ポリティクスだと思います。

そういう状況の中で、もう一度改めて、6ページですけれども、男性が変わるといふか、男性を変えるという作業をしなければいけない。ただ、これはすごく難しい。マジョリティを変えるというのはすごく難しい。問題を感じるチャンスがないわけです。だって、社会のルールがマジョリティのルールなのですから。マイノリティの人はいろいろな形でいろいろな差別や抑圧に直面して問題性を発見しやすいわけです。でも、マジョリティは発見しにくい。そのため、マジョリティを変えるためにはいろいろな工夫が必要なわけですね。「気づき」とか「認識の深化（国際的なデータなど）」が必要です。男性は割と数字

で説得されるところがありますのでデータを示す必要がある。さらにその上で「体験（家事・育児・介護参加など）」をしていく。こうしたサイクルの中で、男性の今までの下駄をはかされてきた生活スタイルそのものを変えていかなければいけないのではないかと思います。男性相談についてふれます。第3次計画のときも私はここの委員をやっていて、男性、子供の分野の起草委員の主査をしました。男性相談はそのときにも書き込ませていただいたものです。相談も含めて、男性を対象にしたジェンダー政策をどう進めるのか。このことは、性暴力、女性に対する暴力を撤廃する動きの中で、先ほどから言われている加害者問題という形で言われていたことでもありますけれども、考えていかなければいけない重要課題ではないかと思います。

6 ページの下のほうです。国連は2003年にブラジルで第1回の男性・男子の役割についての会議をやっています。EUもジェンダー平等と男性・男子についてのいろいろなプログラムを開発し始めています。きょう紹介したいのは、科学研究費やいろいろな財団の助成で進めている調査の結果です。台湾の話もちよっとする予定ですが、台湾調査は笹川平和財団のプログラムの中で一緒に行かせていただきました。さまざまな助成金を利用して、各国の男性対象のジェンダー平等政策について調べています。この委員会が対象にしている女性に対する暴力の問題は、男性対象のジェンダー政策というときに、どこでも大きな課題になってきています。特にスウェーデンはある程度早い段階でそういう動きを進めたわけです。先ほどのワンストップの話も、「性暴力被害緊急措置対応」で進めています。これを恐らく最初に始めたのはスウェーデンだったと思います。2015年に、先ほどの山田委員の話ではありませんけれども、当初、女性だけが対象だったわけですがけれども、男性やLGBTを対象にする形で枠を広げて対応が始まっています。私も2016年にストックホルム南総合病院に行ってインタビューをさせていただきました。これは医療機関ですから24時間体制で対応するわけです。開始後10カ月で35~36人ぐらいの男性の性暴力被害者が来られたと聞いています。男性も被害者の問題はきょうお話しするもう一つの課題かもしれないなと思っています。また、ドイツは、男性育児休業制度がすごくおくれて、2003年か2004年くらいだと思うのですけれども、10年で育児休業を取得している男性が30%を超えたという話を聞いています。日本は1992年に男性も育児休業をとれるという制度設計にはなっているわけですがけれども、おくれて動き始めたドイツがあつという間に30%になったのに、何で20年以上やっている日本はやれないのだろうかという思いもあります。後でまた紹介しますが、台湾の男性ホットラインとかDV対策も、日本にはかなり参考になるのではないかと思います。また、カナダとオーストラリアには今後調査に行くとおっしゃっていましたが、私がかかわっているホワイトリボンキャンペーンという女性に対する暴力を振るわない男性の運動について、調査も含めて、私たちは実際にすでにその動きを開始しているわけですがけれども、最後のほうにちょっとその話をさせていただきたいと思います。

スウェーデンの男性危機センターですがけれども、スウェーデンは御存じのようなグローバル・ジェンダー・ギャップ指数でも上のほうに来ています。最初にヨーテボリ市が市と

して1986年に設立したとインタビューでは伺いました。

男女平等の動きがあれば、必ず男性の役割の見直しが生じる。特に離婚がふえる。離婚がふえると、男性は子供との問題や生活の問題の中で必ず困難に直面する。それを見越して1986年にセンターがつくられたと聞いております。

8ページは、ヨーテボリのセンターの中ですけれども、こういう感じです。

男性危機センターは、スウェーデンに今は30カ所ぐらいございます。ただ、これも行政機関が直接担っているところとNPOがやっているところ、あるいは両方を組み合わせてやっているところといろいろな形があるそうです。ヨーテボリ市は市の機関としてこの男性危機センターを運営しております。

これは2014年と2013年で年が違うので、微妙に数字が違うのですが、大体400ケースぐらいを担当しているわけですが、暴力の解決を求めてきた男性の割合はかなり高いということですね。もう一つ、親密な関係における暴力の男性被害者割合が、2014年で10%、下のほうの2013年で14%という数字が出ています。大体10%前後ぐらい男性被害者もおられる。ちなみにLGBTの関係についても質問をしたのですが、スウェーデンの場合、LGBTはまた別の自助グループがあるので、男性たちがここに来るということではなくて、ゲイの人たちはゲイの人たちの自助グループというか、サポートセンターで対応する。だから、ゲイの人はほとんどこの男性危機センターには来ないという話を聞いています。ここに書いているように、いろいろな問題に男性たちが直面しているということがおわかりになるのではないかと思います。当初は相談中心だったのですけれども、それが、DV加害者対応へとつながっています。ストックホルム市にも行きましたし、3カ所の男性危機センターでインタビューをしています。全てのセンターがDV加害者対応はやっております。御存じのように、アメリカやオーストラリアの研究蓄積によれば、加害者の矯正プログラムは余り効果がない。10~15%ぐらいしか効果がないとずっと言われてきていました。けれども、少なくともスウェーデンでのインタビューによると、100%とは言わないけれども、かなりの部分で暴力を振るわなくなるということはおっしゃっておられました。

基本的にはグループセラピーでやっています。10ページのところで書かれているように、参加条件も含めて、自発的に加害者が参加している。お金をとっているところが多いのですけれども、グループセラピーでやる形で進んでいます。これはスウェーデンの事例です。

御存じのように、台湾は日本より早い段階でDV防止法をつくっております。これはきょうのテーマでもありますけれども、男性問題が生じた。DV防止法をつくった後に、特に男性のある種の抑圧感が顕在化した。これは男性の労働条件が悪いということだと思いますけれども、トラックの運転者さんが交通部に対して、ガソリンをかかえて襲撃したという事件が2003年に起こった。これは男性の問題に対しても取り組まなければいけないということで、2004年に衛生福祉部中心に男性ホットラインが開設されています。法律相談とかもしていますが、加害者対応もしています。日本で、例えば、セクシュアル・ハラスメントをしたとして名指しをされた男性たちですが、その先はどうなるのですか。処罰するの

は当然だと私は思います。しかし、処罰された後の男性たちはどうなるのか。多分自分が何をしたのかわからないまま、沈黙するか、あるいは居直るかという形しかないと思うのですね。加害者に対して、あなたがやったことはこういう悪いことで、こうしなさいという形で、問題をきちんと教えるべきだと思うのです。ホットラインに関しては、基本的には加害者の側が自分を見つめ直す機会を、DV加害者あるいはセクシュアル・ハラスメントの加害者に提供している。何が問題なのかということを加害者の側に教えてあげることもこのホットラインの仕事だとおっしゃっていました。ただ、これはホットラインですから、質問内容は、家族問題とか、子供の問題とか、親戚関係の問題とか、結構多いようです。男性の悩みを聞く、大体年間で1万6000～2万件ぐらいの電話を受けていると伺いました。1回20分程度ですけれども、繰り返し同じ人たちが電話してくる。そうしたリピーターもいると伺いました。また、台湾の場合、DV加害者対応も保護命令案件のうち3～4割は矯正処遇を裁判所が判断すると聞きました。病院での治療の矯正処遇か、心理カウンセリングなどに向かわせるか。暴力を振るわなくなるための認知教育指導が処遇者の大体7割ぐらい。これらを裁判所の判断で措置されていると伺っています。こういうものは、法務省マターだとは思いますが、日本でも工夫すれば可能になる部分があるのかなとは思っています。第4次計画では加害者対応について書き込みがあるわけですが、台湾の事例、カナダやオーストラリアもいいですけれども、もっと近いところに好事例もあるのではないかと思いますので、行かれたらと思います。

最後に、ホワイトリボンキャンペーンについてお話ししたいと思います。御存じのように、1993年に国連が女性に対する暴力撤廃宣言をし、1995年に北京会議で「性暴力が性差別を支えている」という視点が共有されるようになっていくわけですが。男性の問題ということになると、加害者の多くは男性なのですけれども、大多数の男性は自分にはかかわりのないことと、加害者であったって自分にはかかわりのないこととと思っているのではないかと思うことがある。男性たちは、いわゆるジェンダーの問題について、あるいは性暴力の問題について、ハラスメントの問題について、無自覚な状態が続いていると思います。

ホワイトリボンキャンペーンは、男性の課題として女性に対する暴力を考えようと、男性から発する非暴力運動として展開されたわけです。きっかけになったのは1989年のケベックのモントリオール工科大学のいわゆるフェミニスト皆殺し事件というものでした。25歳の男性が大学に侵入して、学生の中から女子学生だけを選び出して、理工大学で学んでいるような女はフェミニストだろうと言って14人を射殺して自分も自殺してしまったというとんでもない事件です。

12ページですけれども、これをきっかけにして、カウフマンさんたちが1991年に始めた運動です。

世界ではホワイトリボンキャンペーンが広がっているわけです。大体50～60カ国とかいわれます。それぞれの国で、いろいろな形で展開しています。自治体や政府中心のところもあれば、国連機関がかかわったり、NGOや女性団体や宗教団体がいろいろな形で動いてい

ます。専門的な運営組織を持つのは、カナダとか、イギリスとか、オーストラリアとか、ニュージーランドとかです。アングロアメリカ系の社会では、専門的な運営組織を持つ形で動いております。後で申し上げますように、日本も2015年にホワイトトリボンキャンペーン・ジャパンというものをつくるわけです。

13ページの下のところにあるのは、オーストラリア・シドニーのホワイトトリボンキャンペーンの中央事務局です。年間予算は日本円にすると3億円とおっしゃっておられました。行政の支援も3割ぐらいあると思いますが、あとは寄附金とか、いろいろな事業活動で運営していると伺いました。

14ページのところで紹介させていただいているのは、2015年に私どもがつくったホワイトトリボンキャンペーン・ジャパンです。いろいろな活動をしていますが、2016年5月、先ほどの設立者であったマイケル・カウフマンさんを招いて、関西や東京で講演会を開かせていただいています。

最後のところですけれども、この性暴力、セクシュアル・ハラスメントも含めて、ジェンダー平等社会というか、平和で非暴力な社会が求められている。

女性のエンパワーメントの政策は充実する必要があるわけですが、もう一つのジェンダーとしての男性への政策も必要なのではないかと。

一つは、男性がどういう悩みを持っているのかということ把握して、それに対処するという意味合いでも、男性相談が必要です。ただ、男性相談を言い始めたときにあちこちで女性のグループから言われたのは、女性相談も少ないのにまだこれに金を出せと言うのかと言われました。私は、男性相談をやる場合は、既存の相談機関の中にきょうは男性相談の日という形でやってもらえればいだけであって、新しくつくる必要はないと思っています。なぜそういうことを言うかということ、男性たちは相談するべきではないというジェンダーの縛りがあるので、男性の相談をしてもいいんだよというメッセージがないと、男性たちは自発的に相談に来ないということもあるわけですね。

また、男性の被害者問題もちよっとお話ししました。保護施設の問題も含めて全く不十分だと思います。大阪府などは男性も配暴センターで相談を受けているらしいのですが、これはいいのかどうかということも考えなければいけない。女性が相談しにくくなるのではないかという思いがあるからです。数の上では女性の被害者のほうが多いわけですから、女性をある種優先するというのは当然なのですけれども、被害者である男性もいる。身体的暴力でも大体男性の6～7%ぐらいは身体的な暴力経験があるのではないかという数字が推定で出ています。ひどい怪我ではないかもしれませんが、ひどい場合ももちろんある。以前、大阪の事例で、相談は病院で、治療時に実施し、保護施設がないので高齢者施設に保護をしていただいたという話を聞きましたけれども、少なくともそういう被害者が出ることを想定して、対応をどうするかというマニュアルだけでも考えておく必要があるのではないかと思います。

繰り返しますが、男性はマジョリティなので、なかなか自分の問題に気がつかない。そ

のマジョリティである男性を巻き込んだ性暴力を撤廃するキャンペーンをどうするかということですね。

EUや国連の男性政策の動きで、最近のキーワードとしてCaring Masculinityという言葉がよく使われます。ケアする男性性なのです。これは育児ということが中心です。ケアという言葉の意味は、多分他者の人格とか、生命とか、身体とか、他者の思いみたいなものに十分な配慮ができる、そういう力を身につけることが男性に求められているということだと思います。そういうケアの力を男性たちがどう身につけていくか、ケアの倫理という議論もありますけれども、そういうことを視野に入れながら、セクシュアル・ハラスメントと男性性の問題をこれからも議論していただければと思います。

ちょっと時間をオーバーしましたけれども、私のお話はこれで終わります。

○辻村会長 ありがとうございます。

根本的な課題なのですが、なかなかこれまで扱うことができなかった問題について、お話ししていただきました。

皆さんから、御質問等、お願いいたします。

種部委員、どうぞ。

○種部委員 ありがとうございます。

富山県のワンストップセンターは、ちょうど法改正になってからつくったのですが、その中で男性の被害者も女性の被害者も扱うべきだろうということでやっていて、実際にそれで電話相談を受けますと、10%は男性の相談です。10%の男性の被害者の方たちの加害者は誰かというとなら男性で、加害者が女性というわけではないのですが、男性の中には、男性も被害を受けている、女から暴力を振るわれているのだと勘違い、そちらのほうに振れやすい方がおられるので、むしろ私はワンストップの中で男性の被害者を扱うべきではないのかなということも思っていたのです。

今、お話を聞いてすっきりしたのですが、スウェーデンなどのやり方ですと、加害者も被害者も同じところに行っているということですか。

○伊藤様 加害者はやっていません。

○種部委員 加害者のみですか。

○伊藤様 被害者のみです。被害者向けのワンストップセンターは被害者のみです。

○種部委員 男性相談のセンターです。

○伊藤様 男性相談は両方です。男性危機センターは両方来ています。

○種部委員 そのクライシスな加害をしたことに対して、自分ではこれで社会生活は厳しいということで来る方も、中にはそのパートナーから被害を受けている方は十何%と出ていたと思うので、それは同居しているという形をとっているということですよ。

○伊藤様 そうです。

○種部委員 その形のほうが、男の人にとっても、むしろバイアスがなくて受け入れられやすいということでしょうか。

○伊藤様 それの問題だとは聞いていませんので、もちろん対応する部署が違うとは思いますが、恐らく男性のための危機センターということで、被害者と加害者が両方来やすい仕組みにはなっているのだと思います。

○種部委員 日本の形だと、女性が行くところというイメージのところ、男性は来にくいので、ほとんどの方が相談はされても急性期に行く人はまずいないということと、女性のように証拠採取とか、そんな話にも全くならなくて、繰り返し受け続けている暴力の相談をしていられるだけなので、むしろ中長期的な性暴力被害の後の人と同じように、急性期のワンストップセンターではないところが必要ではないかと思っていたのですが、その形の先進的な例と捉えていいですか。

○伊藤様 そうです。

○辻村会長 ありがとうございます。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 ありがとうございます。

特に先生のおっしゃった10ページの男性ホットラインの中で、加害者は何が問題かわからないまま過ごしているということなのですけれども、神奈川の人権センターがDVに悩む男性のための電話相談を8年ぐらい前から実施しているのです。男性側からの相談の7割が加害者で、3割ぐらいがDVの被害当事者になるのです。

多くが、何が原因で妻と子供が出て行ったかわからない、妻と話したい、連絡がとりたい、とにかく心当たりがない、けんかはちょっとあったと。自分をごまかすために、あるいは言いわけのために言っているというよりも、むしろ暴力を振るうということは大したことではない、ささいなことなんだという認識で、こんなことで出ていくということが理解できないという方が多いということが1点。

あとは、できれば直したいと。有効なところはないのかと。人権センターは電話相談だけなので、プログラムを実施する等のことにはまだ着手していないのですけれども、そういう声が多い。

一方で、日本のDV被害者の多くは女性ですけれども、ひどい暴力を受けても、逃げるとするのは非常に数が少なくて、多くの女性たちは在宅で我慢して、夫がいずれ変わってくれるのではないかということ、を、「祈る」という言い方をしたらおかしいのですが、根拠がなく期待をして、「在宅DV」と私たちは呼んでいますけれども、耐え忍んでいるという現状があると思いますので、先生のおっしゃったように、加害者であったら何が問題なのかということを引きちんと伝えていく。あるいは、そうしたことがわかるようなプログラムの実施が、ある意味で本当に求められているのだろうなという思いがしました。

ありがとうございます。

○辻村会長 ほかにいかがですか。

3人が挙がっていますね。手短にお願いします。

○納米委員 興味深いお話をありがとうございました。

オーストラリアに行ってまいりました。台湾のお話を聞いて大変興味深いと思ひまして、台湾のほうが近かったなと思つたのですけれども、台湾はどんな方たちがプログラムをやっているのか、基準があるのか、また、こういったプログラムが行われているということ、被害者支援側とか社会はどう受けとめているのかといったことについて、もしきょうは時間がなかったら、後ほどでも結構ですので教えていただきたいということが1点です。

オーストラリアはオーストラリアで大変興味深かつたのですけれども、一つ興味深い男性向けの意識啓発のキャンペーンをやっていました。ビクトリア州のリスペクト・ウィメンというキャンペーンです。カフェ、バー、家庭のバーベキューパーティーなどの場面で、男性が女性に対して差別的で暴力的なことを言う。それを、周りの男性がとがめようかどうしようか非常に迷うのだけれども、最終的には「おまえ、ちょっとそれはまずいよ」ということでたしなめるという動画をTVのCMで流していました。男性を明らかにターゲットにしたキャンペーンです。ああいったやり方は日本でも参考になるのではないかと思ひました。

○辻村会長 ありがとうございます。

原委員、お願いします。

○原委員 ありがとうございます。

ホワイトリボンキャンペーンが日本の社会でなかなか根づかないなという印象があるのですけれども、何となくそれはマジョリティの問題としてあるのだらうと思つたのですけれども、今後、こういう啓発運動が広がるようになるためには、どういう方向に行けばいいのか、先生のお考えをお聞かせいただければと思ひます。

○辻村会長 山田委員、質問をお願いします。

○山田委員 社会学かつこの部会の大先輩の伊藤先生に、こういう場で、大きな質問をしたいと思つたのですけれども、私は結婚と恋愛を専門にしていますので、いわゆる男らしさというのはいわゆるモテに結びつくという議論をいたしまして、つまり、女性のあり方というのはメジャーな社会性で男性によってつくられるとするならば、男性のあり方をつくり出す中で女性の目のあり方がすごく大きな意義を占めていると思ひます。つまり、上でなければ男でないということの裏には、いわゆる上のほうが恋人がいたり配偶者があるといった形で、上の人の方が明らかにモテるところがあるということがマジョリティだと思ひます。

そういう意味で、男性だけの意識を変えるのではなくて、女性が男性に持つ目、意識をどうお考えになっているのかということをお聞きしたいということが最後です。

○辻村会長 ありがとうございます。

時間がないところですが、私からも、1分ぐらいで質問させていただきます。

第3次基本計画のときに男性にとっての男女共同参画という章を入れて、第4次計画では男性の働き方改革として取り上げました。要するに、男女共同参画は男にとっていいものだという方向でやってきたのですけれども、男性については、加害のほうを取り上げて

反省させるのか、被害のほうを中心に被害男性を守っていくのか、ある程度、二律背反のことがあると思いますので、そのあたりの関係はいかがでしょうか。ホワイトリボンキャンペーンは、加害のほうを中心に問題にしてきたわけですね。そこで何か思われることがあれば、お答えはおできになるところだけで結構ですが、よろしく願いいたします。

○伊藤様

台湾のケースは、政府がやっています。相談員は全員女性なのです。それはいいのかなという気はちょっとしているのですけれども、プロのカウンセラーが男性の相談に乗るという形です。内閣府でも何年か前に私が座長で地方自治体における男性相談のマニュアルというものをつくっているのですが、余り知られていない。そのマニュアルでも書き込んでいるのは、できれば男性がトレーニングを受けて男性相談をしたほうがいい。ただ、男性だけでやっていると偏るので、必ず月に1回くらいは女性の相談員と相互交流で、お互いの抱えている問題について共有するような時間を持つべきみたいなことを書かせていただいています。そういうことも含めて、いろいろな工夫がこの相談には必要なのだろうなと思います。

原委員の言うように、ホワイトリボン運動の拡大は大変難しく、つくったのはいいのですけれども、なかなか広がらない。関係者、例えば、弁護士の方とか、あるいはお医者さんとか、そういう方たちにある程度お金を出していただくような仕組みをつくっていかないと、運営もうまくいかないのかなと思っております。一般社団法人にしていますのでいろいろ税金などもかかります。資金を工夫しているところです。ただ、おっしゃるように、3億円のオーストラリアのように展開ができないということですね。

山田委員のお話ですけれども、確かに近代社会では男性が支配的な性になり、女性がある種の服従的な性になるみたいな仕組みが、経済構造も含めてできるわけですが、女性たちが受容してしまうのかということですが、これはブルデューが言っているのですが、排除された者の明晰さということもあります。女性たちは、ある種、近代社会で排除をされているから、多分男性たちのばかばかしさみたいなものがよく見えているということです。こうしたことも含めて、ある種、支配関係みたいなものができた部分もあったのかなと思います。けれど、今は状況が変わっています。女性たちが、男性との関係でサポート役ということではなくて、主体性を持って登場することが必要だと思います。そういう時代になっていると思います。だから、どうしたらいいかといったら、基本的には私は女性の思いを男性に伝えるという回路づくりが必要だと思っています。職場とか家庭で、ジェンダーの問題などはしゃべっていないわけですよ。ハラスメントの問題だって、女性がどういう思いをしているかと男性たちにきちんと話していない。もうちょっと身近な場所でこの男女のある種のジェンダーのバイアスの問題を話し合って、男性に理解させるような時間をつくる必要があるのではないかと考えています。

最後の会長の御質問ですけれども、どっちが先かということではないように思うのです。基本的には女性のエンパワーメントが必要ですし、暴力の問題は女性の被害者が多いわけ

ですから、被害者である女性をファーストにするということは当然だろうと思います。けれども、ただそれだけでは解決しない。先ほどから言われているように、加害者の男性たちが自分の加害の実態についてきちんと認識していないような状況が続く限りは、問題は解決しないわけです。男性に対するある種の目配りをしながら男性を変えていくということも重要です。メーンは女性にターゲットを絞るべきだと思いますけれども、他方で、スウェーデン社会がやったように男性対応も考えていくことが必要ではないかと思います。

先ほど種部委員がおっしゃったように、男性の被害の話は性暴力の場合はほとんどが男性が加害者です。35人のうち女性加害者は1ケースだと南病院では聞いてきました。ただ、この問題は別に同性愛ということではないのですね。男性間の性暴力というのは、ヘテロセクシュアルの男性同士の性暴力はいっぱいあるわけです。この男性の性暴力被害の問題というのは、いじめの問題ともかかわる。男の子のいじめの中に、男の子同士の性暴力はかなりあると思うのですね。私が前に調べたように、いじめで死んでいくのは男の子がほうが多いわけですが、その原因の一つに性暴力が結構あるのではないかと。これはデータがありませんから何とも言えませんが、そのように想像しています。

ある意味では、そういう男性間の性暴力被害も含めて、男性も性暴力の被害に遭うのだということ、子供のいじめ問題も含めて考えていくことが重要です。男性たちは自分たちが被害者になることはないと思っていますので、マジョリティである男性たちに働きかけるとき男性の性暴力被害問題は一つの大きな材料になるのではないかと考えております。

○辻村会長 ありがとうございます。

たくさん論点はありますけれども、簡潔におまとめいただきましたので、我々としては、これをもとに、今後の課題を進めていきたいと思っています。

それでは、室長から今後の進め方と次回の予定の説明をお願いいたします。

○杉田暴力対策推進室長 きょうもどうもありがとうございました。

次回ですが、12月10日の月曜日、13時からということで、引き続きセクハラ関係の有識者ヒアリングをさせていただきたいと思っています。今回は、井田先生にドイツ関係の御報告をいただき、ジェンダー法学関係の有識者ヒアリング、関係省庁からのヒアリングを予定しております。

○辻村会長 それでは、以上をもちまして、第96回の「女性に対する暴力に関する専門調査会」を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。